# 公益訴訟が環境法治を推進する
# 雲南省クロム汚染が引き起こした、初の環境公益訴訟案を語る

北京盈科（武漢）弁護士事務所 曾祥斌

訳：山本節子

目　次

「公益訴訟が環境法治を推進する」曽祥斌　2
付録：１環境公益民事起訴状　12
付録：２「雲南クロム残渣事件弁護士」法制周報の記事　15
付録：３　環境公益訴訟、歴史的突破口　18

## 一　きっかけ

2011 年 8 月 15 日月曜日、いつものように法律事務所に着いた私は、パソコンを開いてメールのチェックしようとした。と、ネットの最初のページに、雲南省クロム残渣の違法投棄による環境汚染というニュースに目がいった。現場写真もアップされている。雲南省陸良県和平化工有限会社が､強い有毒性をもつクロム残渣 5000 トンを麒麟区越州鎮山に投棄し、それによって樹木は枯死し、容量 30 万立方メートルの貯水池ではクロムが規制値の 200 倍を越え、水質汚染が最も深刻な地域では規制値の 2000 倍以上だったという。貯水池の魚はすべて死に絶え､毒水を飲んだ家畜も死んでしまった｡叉冲貯水池が汚染された後、現地の環境保護部門がすべてを南盆江、珠江に流して処理した。

関連資料を読み終わり、私はすぐ、昆明の友人、楊名跨弁護士に電話した。彼は事件が実際に起きたことを認め、この事件は大分前から知られていたが、今になってようやく報道されたのだという。幸い、この記事を描いた記者や汚染問題を熱心に追究している市民は、彼の友人だという。

続いて、私は自然の友の「公衆参与」担当の常成にメールを送った。雲南で大量のクロム残渣違法投棄による環境汚染事件が起きたが、我々「自然の友」で環境公益弁護士団を組織し、現地視察ができないだろうか、公益訴訟が提起できるチャンスではないかなどと問いかけたのだ。時刻は 11 時半。

14 時ごろ常成から返信があり、3-5 人の独立調査団を作るのに賛成だ、知名度の高い環境弁護士と環境学者を選び、君か誰かが責任者となって、独立調査してほしいという。午

後 5 時ごろ、李波（自然の友代表）から電話があり、私の考えにとても興味がある、できれば、適当な化学工業の専門家を調査団に参加させられないかとアドバイスがあった。

夜 9 時、私は常成にこう返信した。「もう李波と情報交換した。我々はまず 3-5 人の調査団を作って現場で独立調査を行い、法的なこと――自然の友というＮＧＯの名義で環境公益訴訟を起こせないか――を検討したい。」

第一号の草の根ＮＧＯの環境公益訴訟は、こうして始まった。

## 二　準備

私たちは早速、手分けして準備を始めた。

弁護団のメンバー選定は（自然の友）北京事務所にまかせることにした。事実上、自然の友の「公衆参加」プロジェクトができた時、NRDC(アメリカ自然資源委員会)援助による環境見習い弁護士プロジェクトの楊洋弁護士がすでに自然の友で働いていたし、その他に自然の友弁護顧問チームが成立していた。そのメンバーの劉湘、夏軍、張競競、戴仁輝、李娟、劉暁頴弁護士らは北京で仕事をしていた。

当時、国内メディアはこの問題を集中的に報道し、各社の記者が非常に有用な手がかりや情況を伝えてくれていたので、私たちも報道の中から明確な事実と問題を洗い出すことができた。同時に、自ら化学工業の専門家を尋ねたり、一歩進んでクロム関係の技術資料や国の基準を読み込んだりした。

技術方面でわかったことは、クロム残渣の生産者である雲南陸良化工実業有限会社（陸良和平科技）は、アジア最大の塩化クロム生産企業の一つと称されていた。クロム残渣とは金属クロムと塩化クロムの生産過程で生まれるもので、１－２％のクロム酸カルシウム(発がん物質)および 0.5-１％の水溶性六価クロム(猛毒)が含まれるが、現在、経済的に有効な処理技術を探すのは至難の業だ。

重金属イオン(クロムは重金属に属す)が水に入ると、特に底泥に吸収されて沈降し、30 年かけても元の状況に回復できない。河水を一万回換えても洗い流せず、重金属が少しずつ流れ続けるのだ。六価クロムは皮膚接触で過敏症を起こし；遺伝性の遺伝子欠陥を引き起こす可能性がある。ある程度高濃度の六価クロム化合物を吸入すると、鼻水やくしゃみ、かゆみ、鼻血、潰瘍、そして鼻中隔穿孔、さらにはがんを引き起こす。ジュリア・ロバーツ主演の映画『エリン・ブロコビッチ』の中で、彼女が対決した企業のトップは、この化学物質――六価クロム――製造し、放出したことから、水源を汚染し、多くの人をガンに罹患させたのだ。

法律面での準備は、NRDC の在華環境法治プロジェクトの王立徳のリーダーシップの下、2007 年から弁護士と裁判官の間で環境公益訴訟の検討と紹介が何回も実施されていた。私自身も自然の友の会員として、また環境訴訟案件を代理してきた弁護士として、このような検討会に何回も参加してきた。検討会は、中南財経政法大学、武漢大学、中国政法大学、中山大学など最高学府でも、貴陽、昆明、北京、成都、東京、武漢などの各市でも行なわれてきた。いずれも非常に貴重な機会で、そこから得たものは多く、私は一方で学びながら、一方では実践することができた。例えば武漢の龍陽湖の水汚染と環境汚染の関連する訴訟案、湖南省高等裁判所の劉徳勝大気汚染案などを通じて、私は環境訴訟のさまざまな面を把握し、熟知することができた。

今回の公益訴訟の準備のため、くり返し読んだのが、雲南省高等裁判所が今年 6 月昆明で開催した「第一回環境司法論壇」と検討会資料である。この論壇の主旨は、環境公益訴訟の経験と理論検討問題を共有することにあり、特に、昆明市環境保護局が、昆明三牧衣牧有限会社などを環境民事賠償案に関連して訴えた事件をとりあげていた。

私が仔細に検討したのは、『雲南省高等裁判所全省裁判所環境保護裁判法廷の建設及び環境保護案件審理に関する座談会紀要』である。これは雲南省の司法が、環境訴訟に対し十分な現実的指導性を発揮できることを示す地方文献であり、私たちの今回の訴訟計画にとって、非常に重要な、信頼の源になった。この『紀要』には次のような指摘がある：

「環境公益訴訟は、特定の国家機関あるいは組織が、環境の公共利益の保護のために、人民裁判所に提起する、民事あるいは行政訴訟である」

「人民検察院、わが国の国内において法律にもとづいて登記した、環境保護を目的にした公益性社会団体は、環境公益訴訟の原告となることができ、人民裁判所に環境保護公益訴訟を提起できる」

「環境保護民事公益訴訟の裁判方式は、主として以下のことを含む：侵害の停止、妨害排除、危険除去、現状回復、損失賠償など。原告主体の特殊性と賠償金の管理使用などの問題にかんがみて、裁判の時、損失を賠償できるような裁判方式を慎重に採用し、各級裁判所は、環境保護公益訴訟における賠償金の管理・使用制度について積極的に取り組み、関連部門と協調して環境保護公益資金制度を設けるなどすべきである」等等。

## 三　調査

多方面の準備を経て、我々は終に行動を開始した。

2011 年 8 月 24 日、私たちは昆明に集まった。楊洋、劉暁頴、揚名跨と私からなる弁護団を、李波が自ら率い、25 日朝、深喉の案内で、まっすぐ陸良県の実施調査に赴いた。陸良県城では、現場に来ていた重慶緑色連合会の呉登明氏と落ち合った。その後、二手に分かれ、一組はサンプル採取と分析、一組は現地調査と証拠集めをした。深喉がガイドをつとめてくれたので、陸良化工実業会社周辺で詳細な調査を行い、証言を集め、多くの写真を撮影することができた。深喉は私たちに陸良化工の過去と現在を詳細に説明し、興隆村ではがん患者の王建有およびその他の事情に詳しい村人を取材した。

陸良化工の工場は県城と興隆村が接する位置にある。陸良は 1994 年、空軍のレーダー部隊の未使用地を借りて工場を建設し、塩化クロムを生産し始めた。当時は国有企業に属していたが、後に次第に生産を拡大し、2003 年には組織を改革して有限会社とした。

この陸良化工の株式を買い占めたのが、浙江省の海寧和平加工有限会社の徐建根社長である。彼は 2007 年には全株の買収を終え、同社唯一の株主となった。会社の実際的な統制権も徐建根にある。買収と同時に、徐建根は陸良化工のダミー会社を作ろうと申請しているが、これが陸良和平化工有限会社であり、後に陸良和平科技有限会社と改名する。両者の関係は、同社の（現）社長湯再楊が新聞記者の取材に答えていたように、看板は二つだがそこにいる人間は同じで、基本的には区別がつかない。背後で実際に支配しているのが社長の徐建根なのだ。

クロム汚染の情況はまさに驚くべきものだった：

私たちは少なくとも四箇所で汚染を発見した。その一は、南盆江の河辺に放置されたままの、少なくとも 30 万トンにのぼるクロム残渣である。中央ＴＶ局や他のメディアの記者が続々とつめかけて写真を取り、報道したのがこれである。二つ目は、「関係者」に案内された、今はまだ大衆に知られていない、大量のクロム残渣が放置されている場所である。それが旧工場（現在の和平駐車場）で、地下といわず、塀の周囲と言わず、クロム残渣だらけだった。工場の四周には人が立ち入れないように塀をめぐらしてあると言うが、これが公衆や記者を欺く隠し場所であることは明らかだった。駐車場の地面には、至る所、五彩の鮮やかな色が広がっており、非常に奇妙な風景だった。三つ目は、対外的にはアルミニウム残渣置き場とされている場所である。レーダー部隊の後方にある一本の道路ぞいの岩山に大きな穴があるが、そこにはクロム残渣もあったのだ。四つ目は興隆村を取り囲む道路と、房基の下方にあるクロム残渣である。近隣の住民はクロム残渣の危害について、本当に長いこと何も知らず、それどころか、工場が遺棄したクロム残渣を拾って来ては、道路工事の基盤や、家の基礎工事に使ったりしていたのだ。

クロム残渣の無法かつ深刻な廃棄情況に加え、工場周辺の水田や水系にも六価クロム汚染が広がっていた。工場裏には「小龍澤」と呼ばれる泉があり、どんな日照りの時でも水が沸いて、枯れることがなく、工場ができる前は周囲の住民の飲用水源だったという。しかし、同泉水を測定したグリーンピースは、その水に含まれる六価クロムが 24.25mg/L と、国の基準の 500 倍以上に達していると、住民らに伝えたのだ。龍澤区域の地下水は深刻な汚染を受けている。

26 日、私たちは状況を聞くために、陸良県政府のいくつかの機関を訪ねた。県委員会や政府機関からは、実質的な材料や証拠は何も得られないだろうと予測はしていたが、一応、訪問したのである。環境保護局、工商局、県委員会事務室から小百戸郷政府を尋ね、陸良化工実業有限会社の社長との面会も約束した。

小百戸郷政府では、郷党委の書記は、弁護士に口を開かせようともせず、急いで立ち去ってしまった。和平科技社の門前で会社幹部に会うという約束も果たせなかった。村民らがその前に会社を訪れた時の対応とあまりにも違い、みな驚くやら嘆くやらだった。

県委員会の事務室では、自分たちは自然の友の弁護士団で、陸良のクロム残渣の汚染状況の調査に来たと言うと、対応した職員は長いこともぞもぞした後、司法局の幹部を連れてきた。私たちは司法局に話を聞きたいのではなく、県長あるいは責任者に会って状況を聞きたいだけだと伝えると、ほとんど二時間も待たせたあげく、最後に事務所の主任と自称する人間がようやく会ってくれた。彼は、トップがいかにこの件を重視しているかに話が及ぶと、汚染問題には関わらないという。

実際、私たちの本意は、できるだけ多くの人々に理解してもらい、話をするということにあり、どんな先入観も与えるつもりはなかった。私たちの唯一の立場は、環境保護と、そのための法律を有効に遵守し、実施すべきだということだけだった。

## 四　検討

こうして第一回の調査活動が首尾よく終わり、弁護団は 27 日、昆明で最初の検討を行なった。メンバーはブレインストーミング方式で、各自の考えや思想を次々に発表し、活

発な意見交換をした。

31 日午前、自然の友北京事務所で公益訴訟戦略討論会を開催し、弁護団は再び熱気に満ちた討論を行なった。今回は技術方面の責任者を招いていたので、討論の範囲はさらに広がった。私たちが得ていた証拠や材料は決して多くなかったが、メンバー間に少しずつ、このクロム残渣汚染事件は提訴可能だとの共同認識が生まれていった。

討論会後、私は訴状の起草を任された。準備段階で集めた関連資料を組み合せ、その後得た資料をくり返し検討した後、割と早く公益訴状の草案ができあがり、これを他の弁護士にメールして意見を求めた。面白いことに、この頃、メンバーはみな、毎晩、申し合わせたように訴訟文を読んでは、意見を出しあっていた。文章を何度も改正し、各人が改正モデル文を作って、文章上に自分の意見を示し、改正部分にこめた意見や見方を、他のメンバーが簡単に読み取れるようにした。最後は多数決とし、１４日ごろ訴訟の基本校正が完了した。

訴状から改正部分を見出すのは難しくない。弁護士は誰もがそれぞれ違った考えを持っており、我々の訴訟は、それぞれの意見を総合した後でより完璧になるのだ。たとえば訴訟額の確定について、メンバーの考えはみな違っていた。ある弁護士は、訴訟額を一億元か 5 千万元にすべきだと主張した。こうすることによって、メディアの吸引力がさらに高まるのではないかというのである。私はなるべく低く抑えるべきだと譲らなかった。なぜなら、私たちの目的はなるべく早くこの件を立案することにあり、私は各方面の条件から判断して、本訴訟の立案が可能だと考えていた。雲南省高等裁判所会議紀要の規定によれば、環境公益訴訟は、立案の人為的難度を高めないように、省の高等裁判所の審査と許可を統一することとしている。そこで、なるべく裁判所を刺激しないことを優先させた。金額が大きくなると(裁判官の)内部討論で立案が難しくなりかねないし、それに、訴状でも、訴訟額は暫定であること、最終的には確定した評価額によると書いていたからだ。最後はみな私の意見を認めてくれ、賠償額を暫定 1000 万元、実際は、以後に出される評価額による、とした。

当事者として、自然の友は原告であり、重慶緑色会とも良好な連携を保っていた。二つの環境保護の NGO が一緒に行動し、公益訴訟を起こすわけで、重慶緑色会も原告として署名している。中国政法大学汚染被害者法律援助センターも支持団体として名前を連ねている。被告は経営上も混同が見られ、(共に) クロム残渣を生産している陸良化工実業有限会社と良和平科技有限会社の二社である。また、曲靖市環境保護局を第三の原告として参加させた。

私たちは被告に、環境と生態修復の費用支払いを承認するよう求めているが、公益訴訟として、原告は当然、この賠償金を受け取るのはふさわしくない。これはまさに、雲南省高等裁判所の会議紀要に記されている通り:「原告主体の特殊性と賠償金の管理使用などの問題にかんがみて、裁判の時は、損失を賠償するような裁判方式を慎重に採用し、各級裁判所は、環境保護公益訴訟における賠償金の管理・使用制度について積極的に取り組み、関連部門と協調して環境保護公益資金制度を設けるなどすべき」なのだ。

私たちは、曲靖市ではまだ環境公益基金が設立されていないことを知った。クロム汚染企業に賠償を要求するには、曲靖市環境保護局の協力と支持が必要なのは明らかであり、曲靖環境保護局が環境修復基金を設立することも重要だった。そこで、原告（自然の友）

と曲靖環境保護局がその基金を共同で使用し、基金使用を共同で監督することとした。これはまさにこの法律にもとづくすばらしい関係であり、私たちは曲靖環境保護局を第三の原告に加えたのだ。

**五，訴状提出**

訂正や書き直しをくり返した後、訴状と証拠目録の決定稿が完成した。そこで 9 月 19 日―22 日、私たち弁護団の代表は、再度雲南省曲靖市に赴き、訴状を提出して立案を要求した。同時に、具体的な証拠集めのために再度陸良に行った時に、強盗事件に遭遇している。訴状提出の過程とその後の事件については、自分のブログで報告しているので、その強盗事件の長い文章をここに引用しておこう：

**環境公益民事訴訟案件の立案状況及び**
**陸良県興隆村南盆江で遭遇した抢劫事件の経過**

9 月 20 日、自然の友と重慶緑色連合会の委託を受けて、私（曽祥斌）と北京の楊洋弁護士は、環境公益民事訴訟を提起するために雲南省中級裁判所に向かった。昆明到着後、私は友人の霍泰安氏に同行を依頼した。雲南曲靖のクロム残渣事件の発生後、自然の友と緑色連合会は、すぐにメンバーを曲靖に派遣して状況を調査し、環境公益弁護団を組織し、環境公益訴訟の準備を始めたのだ。

環境公益訴訟は、雲南省高等裁判所が進めている環境保護審判法廷の設立に至る、全く新しい行動である。2011 年 6 月 10 日－11 日、雲南省高等裁判所と中華環境保護連合会、武漢大学環境法研究所は、昆明で「第一回環境司法論壇」を実施した。その主旨は、全省で環境公益訴訟の各項目プロジェクトモデル事業を全力で推進し、雲南の環境保護の力を高め、雲南環境司法の新たな機構作りを進める、というものである。これに力づけられ、環境保護 NGO 組織の自然の友と重慶緑色連合会は、このクロム汚染事件をきっかけに、雲南省高等裁判所のよびかけに呼応して環境公益訴訟を展開することを決定したのだ。

20 日、私たち三人が昆明からバスで曲靖中級裁判所に着いたのは、すでに 11 時ごろだった。窓口で資料を提出すると、法官は非常に専門的、かつ熟練した態度で私たちの訴状を見、法律にもとづいて 7 日間の審査期間が必要だと伝えた。私たちはこれを了承し、必要書類（一部は環境公益訴状、委任状（授権文件）と弁護士事務所の公函一そろい、本訴訟を支持するという内容の支持組織の手紙、立案証拠目録など）をチェックし、提出した。法官は私たち用の訴状の上に書類の受領時間を書き込み、曲靖中級裁判所立案法定の公印を押した。私たちはこの環境公益訴訟状で、曲靖市環境保護局を第三の原告とし、汚染企業の賠償金は、曲靖市環境保護局が設立する予定のクロム残渣汚染と環境生態回復の専門機関の公益金口座で使うよう、それも、汚染された生態環境の修復のために、環境保護 NGO と裁判所、環境保護局の三者の協力と監督の下で実施されるよう要求していた。

午後、私たちは約束どおり曲靖市環境保護局に行き、彼らと意見交換した。意見交換は非常にうまくゆき、環境保護局の袁新華副局長と事務所主任の陳正坤、法制科課長の橋興

栄とも意見を交わした。袁副局長は、彼らは少し前、有名な環境保護組織の催告状を受け取ったが、そこには、環境保護局が公益訴訟を起こさなければ、その組織が公益訴訟を起こすと書いてあった、と正直に言った。当時、環境保護局もクロム残渣汚染の範囲と具体的な訴訟額についての評価を実施しようと考えていたところで、その結論を待って公訴することになったかもしれないという。陳主任は今、弁護士を探しているところだと言った。また橋課長は、環境保護局の公益訴訟に関する部門は、まだ何の指示も受けていない。もし環境保護局が原告となり公益訴訟を起こす場合、必ず市長の審査、決定を経なければならない、とはっきり言った。

三人とも、私たちと面会するまで、いわゆる環境公益訴訟についての作業は全くやっていなかったことを認めた。私たちは、今の状況を考えると、曲靖市が同じような重複作業をする必要も、原告として訴訟を起こす必要もない、一番簡単で有効なのは、私たちの環境公益訴訟に、第三原告として直接、訴訟参加することであり、それで公益訴訟の目的を達成することができるとアドバイスした。彼らは市長の決定を待つ必要があると述べた。

その後、私は陸良化工の社長、湯再楊に電話し、私たちがこの件で訴訟を起こすつもりでいること、裁判所はすでに資料を受け付けたと告げ、一度会って話せないかと聞いた。利害関係ある相手方と接触してきたが、唯一、台風の目である企業とはいまだに接触できていない（最初の現場調査の時も和平科技の社長に面会を求めたが、会えなかった）。直接会って、工場のクロム処理状況、汚染とそれによる環境公益訴訟など、さまざまなことについて意見交換したい。それが公益訴訟の目的――環境生態のために、環境法の有効な実施のために、『両型社会』[1]目標の実現のため――にもかなうのだ。またそれは、関連法や訴訟に対する私の理解でもあった。訴訟そのものは、公明正大な法廷において、理性と法を語る文明闘争である。一般の訴訟もそうだが、環境公益のための訴訟とくればなおさらだ。

電話のむこうで、湯再楊は私たちの訴訟目的など状況を細かく問いただし、やや迷った後、ようやく、夜、陸良県城で私たちと会うことに同意した。私たちはすぐ車で陸良県に向かったが、湯再楊は来なかった。電話すると、夜、会社の上役と会わなければならないからだと言い、私たちとの面会時間は翌日午前に延ばされた。

9 月 21 日午後 9 時過ぎ、私たちは約束どおり和平科技の正門に行った。しかし電話口にでた湯再楊は、今、県内で社長らと会議中で、時間がない、午後 3 時ごろ会おうという。言う言葉が見当たらなかった。さらに待つしかない。そこで私たちは、クロム残渣堆積場がある南盆江に行ってみることにした。堆積場に着くと、非常に大勢の保安官が入り口をガードしている。その中に、他の人と明らかに違う、目立つ人物がいた。他の連中のような保安服ではなく、薄い色の長袖シャツを着ていたからだ。私がまず車を下り、労働者はどこにいるのか聞くと、今、元の薬剤を撒いている在洒还原剤と答えた。

そこに、長袖シャツの男がすぐ駆けつけ、険悪な様子で言う。「お前たちはどこのメディアの人間だ、県宣伝部の許可を受けているのか？　ここに留まることは許されない。写真も取れない。すぐ立ち去って欲しい」。そこで私は、あなたは誰ですか、なぜ宣伝部の許

[1]訳者注：資源節約型、環境友好型の二つの形が共存する社会のこと。

可がいるのか、私たちは記者ではない。弁護士だ。今、貴社の湯社長と連絡したばかりで、彼と会うことになっている、その前に現場を見に来たのだと言った。彼は吴と名乗った。工場の責任者だという。私は鉄条網の外の道を指差し、この道路はあなたたちの工場のものではないでしょうが、と言った。

数分後、私たちは南盆江の河辺に向かった。河辺のクロム残渣堆積場から 500 メートルほど離れた処に車を止め、南盆江の早い流れを見つめた。水位が非常に上がっている。南盆江が増水すると、下流がどうなるかわからない。残渣堆積場付近の六価クロムは、ずっと基準を超えているから、水が増えれば必ず下流に汚染を運ぶだろう、私たちはそんなことを議論し、写真を撮って車に戻った。

車が坂を上ろうとした時、上の堤防道路から、浙江省のナンバープレート（浙 F のようだった）の黒のホンダが降りて来た。その車はまず道路の真ん中を走り、私たちの車の前でいきなり横向きになって停車し、私たちの行く手を遮った。私たちが急いで下車すると、黒のホンダから例の吴某が降りたち、口を開くなり、写真は許さんという。私は前に出て彼と言い争った。彼は私たちの車の助手席に駆け寄って、そのドアを開け、何の説明もなく、霍氏が手にしていたカメラをひったくった。霍氏は単に、両手でカメラを持っていただけだったが、吴某と別の保安服を着た男に引きずり出され、体を捜索された。私は霍氏を守ろうと、すぐ分けて入ったが、吴某は霍氏を地上に押し付けた。私は霍氏の背中を抱き抱えて地面から起こした。霍氏は胸に抱えたカメラを両手で固く握っていた。吴はこの機会をとらえ、霍氏のペンケースの中の録音機（USB とボールペン）を奪い取り、ふりむきざま、後ろで吴に加勢していた例の保安員に渡し、返すのを拒否した。

私はポケットから弁護士の証明書を出して彼らに見せ、君たちのこの行動は違法行為だ、私たちと君たちの湯社長とは面会の約束をしている、と告げた。吳も悪いことをしているとわかっているはずだ。すると彼は携帯を出し、ずいぶん長いこと誰かと話していた。情況を報告しているようだ。私たちは彼と交渉した。すると彼は、湯社長はお前らのことなど知らないと言っている、という。今、湯社長を知らない中国人はいないから（騙す人間も多い）、お前らは騙すんじゃない。私は携帯を出して湯総理との通話履歴を彼に見せたが、彼はそれでも信じなかった。私はまた湯再楊に電話するしかなかった。何度かかけたが、湯は私の電話を受けようとしなかった。しばらくたって、吴がまた電話をかけ始めた（相手は警察かもしれない）、こう言った：

「我々はクロム残渣を盗みに来た何人かをとらえた。（私はおかしくなった）彼らの車は貨物車ではなく、三菱のオフロード車だ、などなど。この間、霍先生は持ち物を返すよう求め続けていたが、彼らはそれを拒んでいた。私は仕方なく、110 番した（時間は 10 時 31 分である）。110 番は私に 08746228110 に電話して話すように言う。これは陸良県公安局の警察の電話だった。私は、自分は武漢の弁護士だが、南盆江で強盗に会っていると伝えた。

まもなく、一台の警察ミニカーが現場に到着した。すると、吴はますます居丈高な態度になり、警察の前で私たちの車のドアをあけようとし、楊弁護士が手にしていたカメラをひったくろうとした。楊弁護士と運転手はずっと車内にいて、車を中からロックしていたので、ドアは開かなかった。吳と警察はずっとぐちゃぐちゃしゃべっていたが、私たちは

脇に立って口を出さなかった。呉が説明し終えると、警察は私たちに警察手帳を見せた。私は彼に、私は弁護士だ、呉が強盗したので処理してほしいと伝えた。

警察は派出所に来て欲しいというので、同意した。派出所に向かう途中、警察は和平科技前まで行って、車を折り返した。大勢が工場前の空き地でしゃべっていたが、中枢鎮派出所のトップ（平服の）と称する何人かがそこに到着したので、私たちは彼らに弁護士章と身分証明書を見せた。吴はこの時になって初めて、大勢を前にし、いやいやながらずっと手にしていた録音機を私たちに戻した。しばらくして(別の)二人の人物がやって来たが、彼らは司法局長の（部下）だと名乗り、私たちに、自分たちと一緒に現場を離れて欲しいと言う。その後、呉が警察に聴取されたのか、立件されるのか、何もわからない。

強調しておかなければならないのは、呉の言いがかりは誣告に当たり、彼は私たちに偽りの罪を着せようとしたことだ。私、曾祥斌弁護士、楊洋弁護士、そして霍教師は、それぞれ武漢、北京、昆明から車で陸良県南盆江に来たが、廃棄されたクロム残渣を盗み出したりはしなかったし、第一、そんなことは不可能だ。クロム残渣はすでに我々の環境に大きな痛みを与えており、陸良県の災難になっている。私たちはまさにそのクロム残渣に注目し、その行方を見守り、その危害及び背景にも注目しているが、私たち一行は、決してそんなものを手にいれようとは思わない。従って、私たちにはクロム残渣を盗む動機はないし、クロム残渣を盗む行為も行なわなかったし、クロム残渣を盗む可能性もなかった。

霍先生はブログで、私たちが遭遇したこの強盗事件をネットに発表した。

夜、私はホテルのインターネットを見ている時、「曲靖市陸良」というブログで、私たちの「盗難事件」の調査結果なるものが発表されているのに気づいた。内容はまったくのでっちあげで、自分たちに都合よく話をまとめようとする意図が明らかで、違法の疑いさえある。私は非常に腹が立ち、すぐにこれに関連して評論と意見を発信した。そして「曽祥斌弁護士」の名義で、新浪ブログでひとつひとつ事実を明らかにし、問題をあげておいた。その中身はここではもうくりかえさない。

9 月 22 日午前、陸良県公安局の人間だと名乗る二人の人物から電話があり、私たちと会いたいという。昨日の事件の情況の記録をとりたいというのだが、私たちはすでに昆明に来ているし、すぐ飛行場に行かなければならないので、時間がないと言った。すると彼らはじゃあ、事情の経過を書いてくれというので、私は事実が起きたとおりに、この文章を書いたのだ。

私は陸良が法律特区（治外法権区）ではなく、中華人民共和国憲法と法律をずっと守っていることを希望する。弁護士として、また公民として、我々には侵されることのない個人の自由の権利を享有し、個人財産が強奪されない権利、公共の場所に自由に滞在する権利が補償されている。私たちが代理人となって勧めているこの環境公益に至っては、陸良のため、曲靖のために、雲南のため、そして中国のためという目的があるのだ。

私は告発人として、陸良県の司法機関が、本件を法律にもとづいて処理することを信じている；この強盗事件を最初からすべて経験した者として、私は事情を最初から最後まで述べる責任がある。

曽祥斌

北京盈科（武漢）弁護士事務所弁護士

2011 年 9 月 23 日　武漢

## 六　立案

曲靖中級裁判所に訴状を提出した後、長い待ちの時間が始まった。

私たちは曲靖中級裁判所立案法廷とずっと連絡しあっていたが、やがて、はっきりしたある意見に到達した：関係者は曲靖環境保護局が私たちと共に原告になることを希望しているのだ。曲靖環境保護局がこれ（訴訟参加の申し入れ）を了承したので、私たちは三回目の雲南訪問にでかけた。

10 月 19 日午後、曲靖は晴天だった。この日の朝早く、私たち三人は昆明の雲南省高等裁判所に行って必要な手続きを済ませ、その後、長距離バス停から曲靖行きの路線バスに乗ったのだ。曲靖に着いたのはもう午後 3 時半に近かったので、昼食を取るひまもなく曲靖環境保護局に向かい、法制科の責任者を探して、曲靖環境保護局を原告とするための押印手続きを頼んだ。時刻は 3 時半、また何か変事が起きるのではないか、と私たちは恐れていた。続いて、曲靖中級裁判所に行き、張法官がすべての手続きを完了してくれるのを待った。曲靖中級裁判所立案廷の張法官は、私たちのために、正式に、真剣に、すべての立案手続きを終え、12 月 12 日に開廷審理を予定し、そのことを知らせる通知書も送付したという。時刻はすでに午後 5 時半である。自然の友総幹事の李波、楊洋弁護士と私の三人は、共同でこの幸福なひと時に立ち会った。

自然の友と重慶緑色連合会は、両方とも中国の典型的草の根 NGO である。環境公益のために、自分たちの名義で、原告として初めて汚染企業に挑戦し、法律を武器に、法廷を戦場に、硝煙の匂いのない戦争が正式に幕を開けたのである。

その日の夕食はとても美味に感じられた。

## 七　分析

### すべての訴訟を通じて、法的権利を守るのに最大の難題は何か?

12 月 10 日は曲靖環境保護審判法廷の証拠交換の日だった。法官は開廷前の時間を利用して、当事者たちの争点を把握し、鑑定評価に関する問題を理解しておこうとしたのだ。曲靖環境保護局は彼らが頼んだ弁護士の協力を得て、本件の被告に関する多くの資料を整理し、私たちに送ってくれていた。立案時点に比べて、今の私たちは問題把握はこの公益訴訟に勝てるほど進んでいた。しかし、知っての通り、すべての訴訟には不確実性が多いから、勝つのも負けるのも正常だ。公益訴訟も同様で、私たちも、これは公益訴訟だから、必ず勝訴するなどとは、もちろん考えていなかった。準備が不足していれば、把握が十分に見える案件でも、必ず問題が出てくるだろう。だから私たち弁護団のメンバーは、決して怠けることはなかった。

本雲南クロム残渣汚染事件の現在までの最大の問題は（まだ開廷されていない）、当然、立案できるかどうかにかかっている。もし当民事訴訟法の公益訴訟の申し立てが通れば、

それなら、正常な状態での一公益訴訟として、もう「立案」という難関は存在しないし、また存在すべきでもない。まさに普通の人が、誰かの借金返済を裁判所に訴えるようなもので、そこに要なのは証拠だけである。

従って、公益訴訟で最も難しいのは、その他の訴訟と同じく証拠といえよう。環境汚染は日ごとに深刻さを増しているが、一般の社会団体がその具体的情況を把握するのは決して容易ではない。環境観測データの獲得も非常に難しい。真実の環境観察データを得るのはまったく困難を極める。

汚染企業の環境表現は人々の反応だけでなく、環境保護局の文書でも、法廷の標準に合う証拠としては、環境保護局の文書や観測報告で構成したものに限られ、公衆の感じ方を用いて証拠とするわけにはゆかない。環境公益訴訟が本当に難しいのはまさにこの点だ。

環境情報公開は実施されて何年かにしかならないが、その効果は確実に評価できる。本案にはもう情報公開上の問題はないかもしれない。というのは、曲靖環境保護局が私たちに提供した関連資料は、本件被告の全面的な環境表現と汚染の事実を十分に示しているからだ。しかし、もし今年、メディアが問題を暴露し、汚染問題が公衆の攻撃の的になっていなかったら、彼らの環境表現資料がこんなに早く手に入っただろうか？

環境公益訴訟の第二の難点は、調停にどう対応するかという問題だといって間違いない。公益訴訟の方向性を把握も問題だ。以前、国内では環境公益訴訟案件がいくつか提起されたが、その大多数がすべて調停で終結している、調停による結案は厳然として環境公益訴訟の宿命になっているのだ。しかし、それらの調停終結案を詳細に分析すると、そこにひとつの共通点が発見できる。みなは一つの歌を合唱しているのだ。訴訟案件といいながら、なぜ本当の訴訟ではないのか？　私たちもすでにある種の傾向を感じている、調停結案の宿命が本当に出てくるのか、法廷の審議を見守ろうではないか。

**どれほど勝算があるのか？**

中国では、どんなに経験･能力がある弁護士でも、自分が代理する裁判の方向性を予測することは難しい。なぜか？　現実と理想の間に大きなギャップがあり、誰もそれを予期できないからだ。私たちの訴訟の最後の結論は、法律審議の結果ではなく、政策選択の結果なのだ。これ以上は言うまい。

**この訴訟案は、現状の中国環境法治にどんな意義があるのか？**

この案件は、環境公益訴訟として、すでに一つのランドマーク（里程標）になっている。まず、これは草の根 NGO 提訴の初の公益訴訟であり、自然の友と重慶緑色連合会は、いずれも官制ではない。次に、本件は草の根 NGO と環境保護局の共同提訴の環境公益訴訟という点だ。それまでは環境保護局が環境公益訴訟の原告になることはなく、半官半民の NGO が原告となっていたので、どうしても内部試験的な味があった。今回の訴訟でこの味が変えられるだろうし、味付けも変わるだろう。

最近、民事訴訟法が改正されたが、これは本件への答えのように見える。従って本件は、民訴法審議の一典型となる運命で、皆にあざやかな印象とレトリックを与えるかもしれな

いし、「社会団体」の解釈と定義も相当程度、本件の影響を受けるだろう。特に、民事訴訟法の審議がパスすれば、その後の司法解釈は必ず本案の直接の影響を受けることになる。

そのため、私たち弁護団はいくらかでも貢献できればと希望している。もっと広い意義では、本案は環境法治の実践に直接的な推進作用を及ぼすことができる。それで、リップサービスばかりの環境法治の表現に心理的な出口を探させ、また、三十数年に及ぶ環境立法を単にきれいに見えるだけでなく、（その目的を）達成させよう。

# 付録１　環境公益民事起訴状

原告：北京市朝陽区自然の友環境研究所（略称自然の友）
住所：北京市東城区青年湖西里 5 号楼４層
法定代表：張赫赫 副総幹事
電話番号：010-65232040-605

原告：重慶市緑色ボランティア連合会
住所：重慶市沙坪坝区漢渝路 66 号 5-2
法定代表：吴登明
電話：13650546387
支持組織:中国政法大学環境資源法研究とサービスセンター（略称法律支援センター）
住所：北京市海淀区西土城路２５号
責任者：王灿発　主任
電話：010-62267459

原告：曲靖市環境保護局
住所：曲靖市北園路 27 号
法定代表:楊樹先
電話：0874-3253899，0874-3253895

被告：雲南省陸良化工実業有限会社
住所：陸良県中枢鎮西橋
法定代表：徐建根
電話：0874-6320298，0874-6869016

被告：雲南省陸良和平科技有限会社
住所：陸良県西橋工業区
法定代表：徐建根
電話：0874-6869033

**以下の判決を求めて提訴する：**

１．被告はただちに侵害を停止すること、またクロム残渣の違法投棄行為による環境侵害を停止すること；
２．被告は、環境に汚染の危害をもたらしているクロム残渣の放置と堆積を徹底的に除去すべく、ただちに確実有効な措置を取ること；また汚染損害除去のために採取した措置については、第三者機関に法にもとづく評価を委託し、関連情報を広く社会に公開し、

原告及び裁判所の監督を受けること；

３．被告は損失を賠償すること、即つまり、クロム残渣による汚染で引き起こされた環境損失を賠償すること（暫定賠償額として人民元 1000 万元、具体的な金額は司法の鑑定評価報告に準じる）；当該賠償金は原告が特に設けるクロム汚染環境生態回復プロジェクト公益金の口座に支払い、原告と裁判所の共同監督管理の元で被告が損壊した生態環境の修復費用にあてる；

４．被告は原告の本案訴訟のために発生した合理的な費用――旅費、出張費、調査費、証拠収集費、評価鑑定費、専門家依頼費、弁護士費用などを含む――の支払いを承認する（暫定として人民元 50000 元、実際に発生した金額とする）。

５．被告は本案の訴訟費用全額の支払いを承認すること；

６．両被告は原告すべての訴訟請求を承認し連帯責任を負うこと

**事実及び理由：**

原告はわが国の国内法に基づいて登記した、環境保護を目的にした公益性社団法人及び行政機関である。2011 年 8 月 25 日、原告は環境公益弁護団を組織し雲南曲靖陸良県で調査を行い、被告が、わが国の法律に違反する多くの行為をなし、環境を汚染する行為、長期にわたって南盆江河辺にクロム残渣を違法に放置している行為、それがすでに深刻な環境汚染をもたらしていることを知った。原告はわが国の法律、《環境保護法》第六条、《水汚染防治法》第十条、《固体廃棄物汚染環境防治法》第九条、の「いかなる企業も個人も、すべて環境保護の義務があり、並びに固体廃棄物で環境を汚染した企業、個人を検挙し、控告する権利がある」との法律の規定にもとづき、雲南省小委員会、省政府の「生態立省、環境優先」の発展戦略、また《雲南省高等人民裁判所全省裁判所環境保護審判法廷建設及び環境保護案件審理座談会紀要》（以下、《雲南高裁会議紀要》と略称する）の「わが国国内で法律に基づいて設立登記された、環境保護を目的にした公益性ある社会団体は、環境公益訴訟の原告として、人民裁判所に環境保護公益訴訟を提起できる」との規定、また《着実な科学発展観が、環境保護を強めることに関する国務院決定》《国务院关于落实科学发展观加强环境保护的决定》の、「社会団体の作用を発揮し、さまざまな環境違法行為の検挙と告発を鼓舞し、環境公益訴訟を推進する」の規定を結合し、ここに、特に環境保護公益民事訴訟を提起する。また、《民事訴訟法》第 15 条の規定にもとづき、法律援助センターは、原告自然の友、重慶市緑色ボランティア連合会が提起した環境保護公益民事訴訟を支持する。

被告は南盆江河辺に違法にクロム残渣を堆積し、南盆江から周辺の農地と農民に重大な汚染を引き起こした。2003 年 10 月 25 日、被告は陸良県環境観測所に、一万トンの粉末クロム生産工場を新築する、新建設プロジェクトのための環境影響評価を委託した。同年 12 月 30 日、陸良県環境観測站が編集した《建設プロジェクト環境影響評価報告表》の「稼動期期の環境影響分析」の中に、「廃残渣」の分析に関しては：「主要なもの(残渣)はビタミン Ｋ３の生産過程で生産されるが、同残渣はすべて粉末クロム生産に用いられる。そのため、同工芸は残渣を廃棄することはない」との記述がある。報告表は結論として、「同建設プロジェクトは、将来の市場の売り上げ見通しは良好で、資金回収時期も短い、基本的に

ゼロエミッションが達成でき、社会効果も效益も経済効果も明らかで、製品の市場競争力増強に有利である。それと同時にわが県の経済発展を促進し、余剰労働力の就職問題を解決できる。ゆえに同プロジェクトは実行可能だ」と認識している。

2004 年 1 月 7 日、陸良県環境保護局は審査意見にサインした：「審査の結果、同建設プロジェクトに同意する。しかし、以下の点に注意されたい：１．環境保護三同時制度を厳格に実行すること；２．廃水は必ず循環使用のこと、外部排出は厳禁する。ならびに漏水、滲出などの現象を防止すること。３．廃ガスは必ず規制値を守ること；４．周辺環境を保護すること、工場区の緑化美化に努めること；５．同プロジェクト竣工検査合格後、正式に生産を開始すること」

《環境影響評価法》にもとづき、被告は陸良県環境保護部門の要求に照らせば、生産工程で生まれたクロム残渣はすべてクロム粉末生産に使い、「対外排出残渣無し」を達成しなければならない。しかし、南盆江の河辺で、原告は被告が対外的に残渣を廃棄しているのみならず、すでにその量が 15 万トンにも達しているのを発見した。さらに深刻なことに、同クロム残渣堆積場の下流数十メートルの南盆江に一つのポンプ小屋があるが、そのポンプ小屋は南盆江からひいた水を、クロム残渣堆積上周辺の農地に灌漑しており、水は水稲やトウモロコシなどの作物の栽培に利用されていた。被告による南盆江の汚染が、すでに付近の田畑と農民に拡大しているのは明らかである。珠江委員調査組が標本を採取し分析したところ、黄泥堡貯水池、南盆江下橋水門の上下流など重要な地点で、水質から六価クロムが検出された；被告のクロム残渣堆積場内でもクロムは規制値を超えていた。被告によるクロム残渣の非法堆積および取り扱いの行為は、周辺の環境に深刻な危害を与えており、これらの危害事実はすでに現地政府の確認を得ている。

二、被告の陸良県におけるすべての生産経営活動は、大きな混同が見られ、上述の環境汚染行為も共同行為であって、法に基づいて連帯責任を取るべきである。

専門家の分析によると、被告が環境に与えた汚染危害と生態損害の回復と修復は、非常に長い時間がかかり、困難を伴う。被告による環境汚染違法行為に対し、原告曲靖市環境保護局は環境保護行政部門として、環境保護法で賦与されている積極的で有効な職権によって、当然取るべき行政調査や処理を行ってきた。民事責任の方面では、原告は本環境公益訴訟の提起を通じて、被告に環境汚染損失と生態回復費用を負担させたいと考えている。

その費用には、クロム残渣に汚染された田畑や珠江源流域の生態回復費用（損失）支払い、原告曲靖市環境保護局が設立するクロム残渣汚染環境生態回復特別プロジェクト公益金専用口座、共同で建設する環境保護公益資金制度が含まれる。特別基金は、原告と裁判所による共同監督の下で、汚染修復と南盆江およびその周辺生態の環境保護に限って使われる。

原告は次のように認識する：被告はわが国の環境法律法規及び、地方環境保護行政部門の監督管理や要求を無視しており、政府が危険廃棄物としているクロム残渣を、南盆江河辺に違法に堆積し、南盆江の河水と周囲の田畑に猛烈な毒性を持つ六価クロム汚染を広げ、環境と生態に大規模な損害を与え、わが国の《環境保護法》、《水汚染防治法》、《固体廃物汚染環境防治法》、《侵権責任法》などの法律規定、さらに《雲南高等裁判所会議紀要》の司法精神にもとづいて、被告応当承担は侵害を停止し、危険を除去し、損失を賠償するな

どの連帯法律責任を承諾しなければならない。

曲靖市中等人民裁判所が、法にもとづいて本案を受理し、ならびに原告のすべての訴訟請求を支持し、法に基づいて公正な裁判を行い、環境正義を防護維护するよう請求する。

以上

雲南省曲靖市中等人民裁判所

具状人：北京市朝陽区自然の友環境研究所

2011 年　　月　　日

重慶市緑色志願者連合会

2011 年　　月　　日

曲靖市環境保護局

2011 年　　月　　日

# 付録２　雲南クロム残渣事件弁護士：

# 証拠は環境保護局の協力次第

http://www.sina.com.cn　2011 年 11 月 12 日 00:48　法制周报

すべて曽祥斌が考えてもいないことだった。わずか十数字の、一通の電子メールが、思いがけなく「中国環境公益訴訟、里程標の旅」の始まりとなったのだ。これはしかし、国内初の、草の根環境保護団体が提訴する公益訴訟であり、原告は「直接の利害関係のない」環境草の根ＮＧＯの「自然の友」と「重慶市緑色志願者連合会」、被告はクロム残渣汚染で注目を集めている雲南省陸良化工実業有限会社とその関連企業の雲南省陸良和平科技有限会社である。明らかにまだ試験段階にある公益訴訟は立法上もやはり空白状態であり、その訴訟の旅に出た人は、臨時列車に座って走りながら、線路を敷く作業を強いられているのだ。

時は 2011 年 6 月にさかのぼる。雲南省陸良化工実業有限会社の 5000 トン以上の劇毒性の廃棄クロム残渣が、現地の貯水池や、同社の裏門外に違法に放棄されていた。さらに一箇所では、総量 28.84 万トンに達する露天のクロム残渣堆積が発見され、珠江水源である南盆江の水もクロム残渣による汚染の危機が存在している。陸良県の小百戸鎮興隆村と油虾洞村では、がん患者の多くが、クロム汚染のせいで病気に苦しんでいるのではないかと疑っている。事件が報道された後、北京盈科（武漢）弁護士事務所のパートナーであり、「自然の友」武漢グループの長、弁護士曽祥斌は、すぐに自然の友北京本部と連絡を取り、当日午後に同意の回答を得た。「自然の友」は以後、三回にわたって弁護士団を組織し、曲靖の現場へクロム汚染の証拠集めに向かわせている。

記者はかつてクロム汚染の興隆村に調査に入り、《雲南クロム残渣案あるいは公益訴訟正式名のために云南铬渣案或为公益诉讼正名》という深層リポートを書いた。村民はこの公益訴訟に彼らの希望を託している。このことから、曽祥斌は 2011 年 11 月 9 日、長沙で《法制周报》記者の特別取材を受け、公益訴訟の笑いと涙を語った。

## 「被告の姿勢を見て、調停に入るか否か考慮する」

法制周报：環境公益民事起訴状はあなたが起草し、公益弁護団でそれを修正していますが、当時、難度が高いと考えていましたか？

曽祥斌：当時は立案できるかどうかが最も重要だと考えていて、勝訴できるかどうかは二の次でした。公益訴訟が門を突破するのは大変難しい。雲南ではここ２、3 年、環境保護法廷が開かれていますが、料理するにも米がない段階で、くたびれもうけにならないか心配です。

法制周報：なぜそう判断されるのですか？

曽祥斌：何回も分析したからです。たとえば雲南省はここ数年、公益訴訟の試験地域を作り、環境保護法廷があります。私たちは雲南省初の環境保護公益訴訟案を研究し、そこで使われた用語をなるべく真似て訴状を作り、彼らに、私たちが学んでいるのだということをわからせ、抵抗を除こうとしてきました。訴訟額は暫定一千万元とし、最後に、（正式な）損失評価額を訴訟額にあてると加えました。こうして、進むことも退くこともできるようにしたのです。一億元と主張する弁護士もいましたが、裁判所を怖がらせたくなかったのです。

法制周報：裁判所はどうして、後から、環境保護局を原告に加えるようアドバイスしたのですか？

曽祥斌：私は彼らが、この案件を自分たちの統制範囲内に置こうとしたのではないかと思っています。相対的に言えば、私たちを条件付きで立案させてくれたのです。例えば調停となれば、環境保護局は原告の一人として、私たちに代わって仕事をやってくれます。

法制周報：あなたたちにとってはどんなメリットがあるのですか？

曽祥斌：環境保護局は、評価鑑定など大部分の費用を負担してくれます。それから、彼らの環境監督施設はとても整っているし、化工企業の資料も全部持っています。彼らが収集した証拠はすでに自然の友北京本部に到着しているので、私たちは引き続きこれを研究し、討論しなければなりません。

法制周報：裁判所には調停の意思があるのですか、ないのですか？

曽祥斌：曲靖環境保護局の情報によると、調停ということのようですが、私は、今はまだ調停に持ち込む条件がそろっていないとの意見を出しています。少なくとも開廷後、関連事実を明らかにし、被告の態度を見て、調停に同意するか否かを考えます。

法制周報：現在考えるべき難点は何ですか？

曽祥斌：今考えているのは、資金問題ではなく、証拠と鑑定評価の問題です。証拠は環境保護局の協力しだいで、もし環境保護局が裏表のある態度なら、私たちが獲得した証拠では困難が多くなり、これは微妙な関係で処理しなければなりません。

法制周報：鑑定評価はどうでしょう？

曽祥斌：一番難しいのは生態環境への汚染損害評価です。たとえば汚染範囲の広さとかその深刻さの度合い、この評価には非常に長い時間がかかり、国内で評価できる資質のある機構はそれほどなく、すべて体制内組織なので、協力しようともしないし、こういう話を受けようともしません。じゃあ、誰を探せばいいのでしょう？

## 公益訴訟立法のニセ命題に警戒を

法制周報：最近審議された《民事訴訟法》修正案（草案）で、公益訴訟の主体を初めて「関連機関、社会団体」としました。これをどう考えますか？

曽祥斌：この草案は、単に、原告の訴訟資格を関連機関と社会団体に拡大したに過ぎません。もし司法がもう過去には戻らないという解釈をしたというなら、それは喜ばしい進歩で、私は支持します。この法律があれば、その他のことは最高裁判所が司法解釈

を出し、細かな区別の問題を特別に解決すればいい。

法制周法：どんなことが、細かな区別が必要なのですか？

曽祥斌：たとえば「社会団体」の理解です。広義の社会団体は、当然、すべての社会的組織を含みますが、狭義の場合、社会団体の許可を得た組織に限られます。わが国の社会団体登記は法律規定は緩やかですが、実際の申請はとても難しく、絶対多数の社会団体が半官半民の形になっています。そういういわゆる社会団体が、公益訴訟を起こして私たちの環境を守る、あるいは消費者の利益を害した企業に法律責任を負わせるよう要求する、とは笑い話か、あるいは、完全に公益訴訟のショーということになります。

法制周報：それは広義の社会団体の場合ですね？

曽祥斌：私たちの、本件環境公益訴訟案のように、もし狭義の解釈をとれば、「自然の友」のような非企業の民間組織は原告の資格から排除されてしまうでしょう。このように、条文は非常にすばらしく見えますが、実は幻の光を発する名前だけの制度で、完全なニセ命題かもしれません。これは私たちが十分警戒すべき問題で、私はこの見方を変えていません。

法制周報：現在、法律条文では保障されていない状況で、あなたはどういうことを希望していますか？

曽祥斌：訴訟の過程で、普通の訴訟案に照らして進行されるべきだと信じています。また、今回の公益訴訟は、民事訴訟法の最終審議に現実的な話題を提供するばかりでなく、後に続く訴訟でも、ここで得られた司法解釈がとてもいい経験を提供することになると信じます。

**「中国の NRDC の出現を期待します」**

法制周報：あなたが「自然の友」に参加したのは？

曽祥斌：私は 2002 年に「自然の友」に参加し、去年 2 月に武漢の支部長に当選しました。「自然の友」は以前、環境教育や宣伝をしていたに過ぎませんが、教育ばかりしていてもだめだ、有効な行動を取る必要があるということが、だんだん分かって来たのです。それが法律唱導と公衆唱導でした。

法制周報：どんな法律唱導ですか？

曽祥斌：たとえば政府に対して環境情報の公開を求める、上場企業の環境保護調査に対して意見を出す、各地の大型工場建設に公衆参与を求め、環境アセスの意見を出す、それから公益訴訟です。私はこの方面で割に積極的です。

法制周報：雲南クロム残渣事件のような法律唱導は影響力がとても大きいようですね。でも喜ばない人も多いのでは？

曽祥斌：たとえば金持ちは一つの組織が訴訟を起こすのを支持しようとしません。特に現地の国営企業や納税額の多いところを相手取るのは、地方政府は喜びません。

法制周報：その点はどうやって改善できるでしょうか？

曽祥斌：制度が少しでもよくなって欲しい。中国製 NRDC（原注：アメリカ自然資源保護委員会、現在アメリカで効果をあげている非営利環境団体の一つ、1970 年成立以来、120

万人の会員とネット活動家をの支持を受け、法律と科学研究を通じて地球を保護し、人類と万物が共に健康で生存できる環境をめざし、努力を続けている)が出来て、特に法的手段を用いてNGO組織が公益訴訟を展開するのを支持できるようになってほしい。

法制周報：あなたは自分をどう位置づけていますか？

曽祥斌：公益弁護士とはいえ、生きてゆくには金が必要です。恥ずかしくない生活も必要で、私は決して自分が公益弁護士だと認めているわけではありません。現在は、私たちは時間を見つけて公益訴訟をやっています。でも時間を計算すると、ここ数ヶ月はほとんど公益のことばかりで、商業案件に当てる時間は三分の一くらいです。

法制周報：公益訴訟を始めてみて、あなたの最大の覚悟は何でしょうか？

曽祥斌：一弁護士として、環境や公益というものに注目するのは、本当は目的ではありません。私は一法曹者ですが、私の血の中には、公平と正義を求める思いが流れています。しかし、私は環境保護のこのプラットホームの助けを借りて、この領域で一種の目に見える方式で公平と正義を実現を希望しています。そうして実現したいのは、私たちの河の流れは澄んでいて、空は青いということなのです。

# 付録３　環境公益訴訟、マイルストーンの突破口

作者：南方週末記者、鮑小東 2011-10-27 15:11:26

**弁護士襲われる、原告を急遽変更、雲南クロム残渣事件終に立案へ**

草の根 NGO が始めた環境公益訴訟は、雲南省曲靖で初めて立件され、苦境を脱したが、なお先は難しい。

生の南京虫を食べて病の痛みを和らげようとしていた(山本注：現地の民間療法)王建有は、肺ガンで最近亡くなった。彼が住んでいた雲南省陸良件興隆村は、「ガンの村」と言われている。その彼の背後にある一種特殊な訴訟を、彼は思いつきもしなかった。その訴訟の原告は、ガンで親族を亡くした村民でも、クロム残渣汚染で牛や羊を失った人々でもなく、南盆江や珠江に飲用水を頼っている河沿いの住民でもない。原告は、汚染企業と「全く利害関係のない」、「自然の友」と「重慶市緑色志願者連合会（以下「重慶緑連」と略称）」だった。被告はクロム残渣汚染でメディアの暴露が続いている雲南省陸良化工実業有限会社とその関連企業雲南省陸良和平科技有限会社である。

この件は、2011 年 10 月 19 日、雲南省曲靖中等裁判所で立案された。司法界、公益界の関係者は、これを、草の根 NGO が環境公益訴訟の原告資格を得た初の事例であり、「マイルストーン」だと見ている。なぜなら、現行の民事訴訟法では、「原告は本案と直接の利害関係を持つ公民、法人、あるいはその他の組織」との規定があり、これまでも相当数の環境公益訴訟案が裁判所から締め出されてきたからだ。

わが国は判例主義の国ではないが、曲靖中等裁判所の行動が、全国にかなり強い効果をもたらすことは疑いない。各界をさらに勢いづけたのは、2011 年 10 月 24 日、十一回全国人民大会常任委員会第 23 回会議の《中華人民共和国民事訴訟法修正案(草案)》の審議で、関連組織と社会団体に公益訴訟を提訴できる資格を与えたことだ。

## 公益訴訟の風雲

2011 年 8 月、武漢の弁護士曽祥品は、「陸良化工」のクロム汚染事件の報道に接し、環境公益訴訟の手法を通じて、問題を引き起こした者の法律責任を追究しようと考えた。環境公益訴訟は、法人、自然人、あるいは社会団体などが「公共の利益」保護のために、人民裁判所に提訴する訴訟を言う。わが国にはまだ公益訴訟に関する法律規定はない。しかしここ数年、貴陽、昆明、無錫などの裁判所が環境保護法廷を成立させ、各省も前後して環境公益訴訟を扱うという文書を出し、社会組織は公益訴訟を提起できるとの規定を設けていた。

曽祥斌は環境公益訴訟を熟知していた。彼は自然の友武漢支部の支部長で、北京本部に自分の考えを告げたところ、すぐ同意を得られ、自然の友はその後、三回にわたって弁護士団を組織し、曲靖に証拠集めに向かわせる。彼らより先に、グリーンピース、重慶緑連

が現場に着いていた。

ここ数年、重大な環境公共事件が頻発する中で、環境保護組織はますます頻繁に、そして迅速に事件に介入するようになっている。2011 年 8 月 9 日、渤海湾原油漏れ事件が三ヶ月近く続いた時点で、北京華城弁護士事務所の賈方義弁護士は、康菲石油と中海油を相手どって、海南省高等裁判所、及び天津と青島の海事裁判所に、個人の名義で同時に公益訴訟を起こした。賈方義は、提訴の前に、非常に多くの北京の弁護士が、原油漏れ事件の責任方を追究する対策を検討したと語る。こうしてみると、法律界とパブリックセクターは、環境公益訴訟を提起する上で、最も積極的な力を持っているようだ。

三回の現場調査、そして強盗事件に遭遇した後の 2011 年 9 月 27 日、曽祥斌らは曲靖市中級裁判所に訴状を提出した。訴状では、自然の友と重慶緑連が共同原告となり、曲靖市環境保護局を第三原告とした。「なぜ曲靖市環境保護局を第三原告にしたかって？　それは公共の利益の賠償のせいだよ。賠償金は原告に払うわけにはゆかないから、生態基金を設立し、環境保護局が代理で管理し、環境修復に用いるしかない」曽はこう語る。

**難しい立案、妥協の調停**

2011 年 10 月 19 日午後、自然の友の総幹事李波らは訴状受理通知書を受け取り、ようやく一抹の不安を解消した。なぜなら、それまで、全国どこを探しても草の根 NGO が環境公益訴訟を提起し、立案された例はなかったからだ。ここ数年間、社会団体が環境公益訴訟を提起できるとの規定が各地で作られてはいたが、それまで立案を獲得したのは、すべて関連する組織を通じたもので、検察院と半官半民の環境保護組織が提訴したものだった。

貴陽清鎮市は 2007 年 11 月に環境保護法廷が設立されてから、全部で五件の環境公益訴訟を受理しているが、2011 年 9 月に立案したばかりの 1 件を除き、その他の 4 件はすべて結審している。５件のうち 2 件は検察院と関連機関が、3 件は中華環境保護連合会が提起した訴訟だ。無錫市が受理した公益訴訟一件も、中華環境保護連合会が提訴したもの。昆明はこれまでに２件受理しているが、いずれも行政機関の提訴である。

「およそ当裁判所に提起された環境公益訴訟は、すべて受理された」清鎮市中等人民裁判所環境保護法廷副所長の羅光黔は述べる。しかし、昆明市の中級人民裁判所環境保護法廷責任者の袁学紅は、この法廷はこれまで環境公益訴訟一例を受理したが、まだ立案していないと言う。それは、2010 年、草の根 NGO の重慶緑連が陽宗海水発電所による汚染に対して起こした環境公益訴訟だ。

上述の成功例の中で、頻繁に出てくる中華環境保護連合会は、NGO とはいえ、国家環境保護部が主管しており、その威圧作用は想像に難くない。中華環境保護連合会法律センター訴訟監督部の馬勇部長も、「『中華環保』の立案は非常にスムースだった。きっと半官の背景が関係しているのだろう。もっとも、その関係がどれくらい大きいかはわからないが」と正直に述べている。

馬勇はさらにこう語る。「肝心なのはやり方だ。実際、我々は情報が上がってくると、決して現地の政府や環境保護部門に連絡するわけではなく、まず現場に行って調査し、証

拠を集め、自ら検査測量し、その後で環境保護局に行くんだ。我々だって、彼らの出す証拠に頼っているわけではない」。

馬勇によれば、草の根ＮＧＯ提起の環境公益訴訟の立案が難しいのは、国内で環境法関係に従事している NGO が少ないこと、次に、省域を越えた NGO が提起する訴訟は立案が困難なこと、が主要な原因だという。もっとも、中華環境保護連合会は全国的組織だ。

南方週末の記者は取材を通して、環境部門や裁判所に対する感じ方は、草の根 NGO と半官 NGO ではっきり異なることを発見した。馬勇は「我々が環境保護部門と接触している時、彼らはとてもオープンだ」と述べるが、草の根 NGO は、明らかに「熱意がない」と感じているのだ。裁判所に関しても似たような状況だ。曽祥斌は、官側が草の根 NGO、特に省域を超えた NGO をコントロールできなくなるのを恐れているのではないかと推測している。半官 NGO なら簡単に案件の方向性をコントロールできる。

「陸良化工」の最初の訴状では、曲靖市環境保護局は第三者に過ぎなかった。しかし訴状を提出してまもなく、曲靖市中級裁判所は自然の友に電話し、曲靖市環境保護局を共同原告にするようアドバイスした。理由は、環境保護局が原告なら、NGO には難しい証拠集めが容易だからということと、NGO には払えない非常に高額な環境被害のアセスの費用の大部分を、環境保護局が出せるから、ということだった。

完全に NGO のことを考えたこのアドバイスは、NGO をかえって心配させた：将来、審理に入っても、調停で終わるのではないかと考えたのだ。しかし、二つの NGO は、立案のためにこのアドバイスを受け入れ､環境保護局を共同原告とし､新たに訴状を提出した。2011 年 10 月 19 日午後、曲靖市に向かった李波は、環境保護局が訴訟参加に異議を唱えるのではないか、判こを押さないのではないかと不安だったが、実際はすべてうまくゆき、裁判所ではわずか 5 分で手続きが終了した。

**判決を出すのは難しく、調停は簡単？**

二つの NGO が心配したのも無理はない。

貴陽など 3 つの裁判所の環境保護裁判所は、環境公益訴訟を受け付けながら、そのほとんどが調停で結審しているのだ。

中華環境保護連合会の馬勇は、調停も判決と同じ効果があり、しかも効率は一番いいと言う。しかし、曽祥斌は、裁判官は調停のガイドラインを達成するために、大量の調停に向けた訴訟指揮を行うのではないかという。特に公益事件の場合、「公益訴訟はもともと試験段階にあり、裁判官も裁判所も間違いを犯さないよう、自分たちのリーダーの地位を失わないよう、(共産党)書記に責められないようなど、いろいろ心配している」。

「その結果、やはり環境が犠牲になるのではないか？　このような調停は、つまり汚染企業の得になるだけだ。というのは、調停はすべて、企業は倒産させられない、引き続き GDP に貢献すべきだということを前提にしているからだ。さらに、環境修復費用は 1000 万元かかるかもしれないのに、裁判官は調停で、いいじゃないか、400 万元でどうだ、な

どと言う。こうして環境は引き続き汚染され、生態系の改善も全く見込めなくなる」曽祥斌はこう語る。

調停によって引き起こされるもう一つの問題は、訴訟請求が実現できない場合、原告が代表する公衆の利益の訴訟請求額の減額を、いったい誰がオーソライズするのかということだ。

出発したばかりの環境公益訴訟には、まだ解決されていない多くの問題があるのは明らかだ。

まず、立案が難しい。2010 年 4 月、重慶緑連が雲南陽宗海水発電所を提訴したが、この事例は非常にドラマ性に富んでいる。提訴前の環境公益訴訟検討会の席で、雲南省高等裁判所と昆明市中級裁判所はいずれも、重慶緑連が原告となり、昆明市中級裁判所環境法定に環境公益訴訟を起こすようにアドバイスした。ところが、陽宗の事件は今に至ってもまだ立案されていない。重慶緑連の代表呉登明が、その後行われた検討会で、そこに参加していた雲南省高等裁判所と昆明市中級裁判所の裁判官に「私に原告になれと言っておきながら、なぜいまだに立案しないのか？」と聞くと、彼らは、この二つの水力発電所は雲南省の発展と関わっているので、政府が同意しないのだと答えたという。

立案から審理にいたる訴訟の節々で、いつ政府介入の影が出てきてもおかしくない。例えば、鑑定評価と証拠集めだ。生態影響に対する損害は、専門家の評価機関によって鑑定されなければならないが、現在、全国どこでもそういう機関は欠けている。しかも証拠集めの過程で、環境保護部門は相当抵抗するだろう。

従って、「これは彼らのテリトリーだ。すべての環境汚染の背後には、環境執行部門の不作為あるいは乱脈が潜んでいる。さらに、環境訴訟はすべて、地元企業に対するものだが、企業は地元の GDP の貢献者であり、地方税の源泉でもある。環境保護局や裁判所が、どうして（共産党）書記の意思に背けようか？　得に、被害者が非常に多い環境訴訟や、センシティブな案件では、弁護士は代理する時に、司法局に記録類を報告しなければならない。だから立案も難しいし、いわゆる勝訴の環境訴訟でも、ほとんどが損害 10 に対して、賠償は１、あるいは２に過ぎない」。

だから、と中華環境保護連合会の馬勇は言う。検察院でも環境保護局でも本当の環境公益訴訟は起こせないのだ。しかし、個人で公益訴訟を起こすのはあまりにも困難が大きい。従って、社会組織が環境公益訴訟の資格を得た意義は非常に大きい。しかし、社会組織の現在の弱い立場は改善が必要だ：たとえば、設立制度、鑑定評価費用の補償、弁護士費用、調査費用など：政府の情報は当然公開されるべきで、証拠集めの難しさを解決しなければならない：（環境公益訴訟の提起を）鼓舞するような措置をとり、公益機構が訴訟への情熱を持ち続けるようにしなければならない、などなど。民事訴訟法改正は、そのための新たな出発点かもしれない。

# 云南铬渣污染照片

公益诉讼案终于在云南省曲靖市中级人民法院立案

律师团成员走访公害病人王建有

2011 年 8 月曾祥斌在云南陆良县兴隆村与公害病人王建有交谈

律师团讨论案情

昆明医学院第一附属医院

诊断证明书

王建有 男 58 云南

王建有的癌症诊断证明

没有钱的王建有吃这样的臭虫治癌症

# 云南铬渣污染照片

陆良化工厂外墙渗出的毒粉

化工厂围墙渗漏

六价铬超标严重的小龙潭，外面是稻田

铬渣堆场旁边的南盘江

围墙内小龙潭的泉水含铬超标 600 多倍，墙外还在种植是水稻

珠江源头南盘江，远处就是陆良化工厂

# 云南铬渣污染照片

陆良化工厂旧厂区未经处理直接做成了停车场

龙潭外也是泉水叮咚，可惜六价铬严重超标，不能使用